

江別市立北光小学校

# いじめ防止基本方針

令和6年2月 改定

江別市立北光小学校

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

### 【いじめ防止対策推進法 第3条】

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本方針は、いじめ防止対策推進法・北海道いじめの防止等に関する条例・江別市いじめ防止基本方針等の趣旨を踏まえ、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりに向け、江別市・家庭・関係者の連携のもと、いじめの防止・早期発見・早期対応のため、教育活動全般を通しいじめの防止等の対策を、組織的かつ効果的に推進するために策定する。

この基本理念のもとに、本校は「北の大地に光り輝く小学校」という地域の願いを具現化すべく、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが思いやりをもち、笑顔あふれ、希望に満ちた学校生活を送るいじめのない学校づくりを推進する。

## 2 いじめの定義・いじめの理解

### 【いじめ防止対策推進法 第2条】

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【北海道いじめの防止等に関する条例 第2条】

この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの本校における判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。

また、いじめには、多様な態様があることから、いじめ防止対策基本法の対象となるいじめに該当するかを判断するにあたり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

### 3 いじめ防止等に対する基本的な考え方

1. 認識 ～ いじめは、どの子にも、(どの学校にも) 起こりうる
2. 姿勢 ～ いじめを受けた児童(以下「被害児童」)を徹底的に守る  
いじめた児童(以下「加害児童」)の成長を支援する
3. 感性 ～ 積極的な生徒指導を通し、予防と早期発見(早期認知)に努める。
4. 対応 ～ 児童・保護者の声を傾聴し、信頼関係を構築しながら協働的に行う。
5. 解決 ～ 組織的かつ継続的な対応を、全教職員の協力のもと行っていく。

※ いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識し、対応にあたる。

### 4 いじめの認知・解消の考え方

#### (1) いじめとして認知する場合

1) 以下の行為を、担任・教職員が目撃し、明らかな被害を受けている児童がいる場合

- ① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれや無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ⑤ お金や持ち物をたかられる。
- ⑥ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする。
- ⑦ はずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ メールやSNS等で、悪口を書かれたり、仲間外れにされたりする。
- ⑨ その他、心身に苦痛を感じ、いじめに該当すると思われる行為

⇒いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、主な事例として次のようなものがある。

- ・性器や胸・お尻を触る。 → 不同意わいせつ(刑法第176条)
- ・同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。 → 自殺関与(刑法第202条)
- ・顔面を殴打しケガを負わせる。 → 傷害(刑法第204条)
- ・同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。 → 暴行(刑法第208条)
- ・裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 → 脅迫(刑法第222条)
- ・遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。 → 強要(刑法第223条)
- ・教科書等の所持品を盗む。 → 窃盗(刑法第235条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 → 恐喝(刑法第249条)
- ・スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。  
→ 児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の護等に関する法律第7条)

## 2) いじめと疑われる以下のような情報を入手し、いじめ対策委員会で判断した場合

- ① いじめの問題に関する調査において、「いじめられたことがある」「見たことがある」と回答している。
- ② 連絡帳等による保護者からの訴えがある。
- ③ 地域住民からの情報提供がある。
  - 関係児童・保護者から聞き取りを行い、
    - 現在も継続している
    - 被害児童や保護者から解消に向けた訴え（学校の対応に満足していない）がある、と、いじめ対策委員会が判断したとき

## 3) その他、いじめが疑われる場合や問題行動等について、校長が判断した場合

### 【 いじめの認知判断に関わる留意事項 】

- ア いじめにあたるか否かは、本人が否定する場合があることを十分に配慮し、表面的・形式的な判断ではなく、被害児童や周囲の状況等を踏まえ、客観的に判断する。
- イ あそび・ふざけ合いに見えても、大人の目が届かない所で被害が発生している場合もあることを想定し、児童が感じた被害性（心理的な被害）に着目して判断する。
- ウ 善意に基づく行為や日常的な行為であっても、意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合があることを踏まえる。
- エ 軽度に相手を傷つける言動をしたがすぐに謝罪し、教師の指導なく再び両者の関係性を築くことができた場合等には、「いじめ」という文言を使わずに指導する等、柔軟に対処する。…
  - 例) いやがらせ・迷惑な言動・嫌な気分させる行動 等 …
  - ただし、この場合においてもいじめに該当するため、対策委員会で対応する。
- オ インターネットを介したいじめは、本人が気づかないうちに進行することもあるので、児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対処する。
- カ 聞き取りや指導の結果、いじめが解消し、保護者が納得している場合についても、以降の推移について注視していく。
- キ いじめとは判断しづらい訴えについては、幅広く情報を集め、訴えに至った経緯等を確実に分析し、継続的な行動観察に基づき、対策委員会で検討する。

## (2) いじめの解消の判断基準

少なくとも下記の2要件が満たされている必要がある。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、
  - ア 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
  - イ 被害児童・保護者に対し、面談等により心身の苦痛を感じていないことが確認できていること。

【いじめの解消判断に関わる留意事項】

- ア 相当の期間は、重要性・広範性等を踏まえ、3カ月以上の期間を設定する。
- イ 期間が超過した段階で組織的にいじめの解消を判断し、行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して、対応を継続させる。

## 5 いじめの防止等に対する方針と具体的な手立て

### (1) 教育活動全般を通じた取組の推進

- ① 「いじめは絶対にいけない」という意識が行動につながるよう、すべての教育活動を通じて「相手の話を丁寧に聴く」、「相手を傷つけない言葉を使う」など、道徳心や望ましい行動様式を身につけさせる。
- ② 様々な体験活動を通して、対人関係のトラブルなどのストレスの解消、精神的に落ち込んだ場合も、自分の心と折り合いをつけて前を向こうとする、「レジリエント(弾力性や柔軟性、回復力のある)」な心の持ち方などの自己防衛の方策を身につけさせる。
- ③ 児童会活動など、児童が当事者意識をもっていじめ問題を考え議論する場を設ける。
- ④ インターネットやSNS等によるいじめやトラブルを防ぐため、児童への情報モラル教育の徹底や教職員、保護者への啓発を行う。
- ⑤ ホームページ、学校だより等を通じ、いじめ防止に係る意識啓発や学校の取組等に関する情報を積極的に公開し、保護者との信頼関係を構築する。
- ⑥ 「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「被災児童」等、特に配慮が必要な児童は、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

### (2) いじめ防止等の組織的対応 ～ 「いじめ対策委員会」の設置

- ① 目的
  - ・いじめの未然防止といじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
  - ・いじめの早期発見、迅速かつ実効的な対応を組織的な対応 のために設置する。

※ 管理職は、いじめに係る情報を報告しないことが法令違反であることを、教職員に周知徹底する。
- ② 構成員 ～ 校長、教頭、生徒指導係、養護教諭  
(必要に応じて当該担任 また、心の教室相談員等の関係機関と連携する)
- ③ 委員会の開催と役割
  - ア 定期委員会 ～ 5月・11月・年度末 の年3回
    - ・学校いじめ防止プログラム等の年間計画の作成・実施・検証・改善
    - ・いじめの防止等に係る校内研修を企画、実施
    - ・いじめアンケートの分析・対応検討
    - ・本方針の点検・検証と必要に応じた改定
    - ・いじめ問題に係る取組の保護者や地域住民への周知
  - イ 緊急会議 ～いじめやいじめの疑いがある事案の報告があった場合、直ちに招集
    - ・報告に対する多角的な情報収集

- ・ いじめの有無の検討・分析・認知（認知の最終判断は校長）
- ・ 事案の解決策を協議・決定といじめ解消に至るまでの取組の進捗の管理
  - a 被害児童に対する支援
  - b 加害児童に対する指導
  - c 保護者との連携
  - d 教育委員会への報告
  - e SC、SSW、関係機関等との連携・連絡調整
  - f これらの役割分担や完了期限

○会議録及び児童の情報等の協議内容は、指導部が個別に整理・記録する。

○事案の重大性を勘案し、参集する構成員や役割分担などを機動的に運用する。

○問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 予防と早期発見 … 感じたこと・気づいたことを まず報告

- ① 共感的な人間関係の醸成
  - ア 児童の個性を尊重し、人間味ある、温かな指導を心がける。
  - イ 日頃から児童一人ひとりとのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く。
  - ウ 自分や仲間のよさを伝え合い、互いの存在を認め合う指導を行う。
- ② レジリエントな心の育成
  - ア 達成感を味わう、小さな失敗を克服などを経験できる多様な体験活動を設ける。
  - イ 授業において合意形成や葛藤などを経験させる小グループ活動を設ける。
  - ウ 授業の振り返りにおける自己開示やフィードバックを丁寧に扱う。
- ③ 校内連携体制の充実
  - ア 担任や養護教諭をはじめ、全教職員で小さなサインを見逃さず、日常的に情報交換を行う。また、管理職は情報交換が容易な職員室の雰囲気づくりに努める。
  - イ 教職員一人一人が当事者意識をもてるよう、可能な限り情報を共有する。
- ④ アンケート調査・面談等の実施や関係機関との連携
  - ア 日常的な観察をはじめ、各種アンケート調査、定例の職員会議における生徒指導交流等をとおして、きめ細やかに見取る。
  - イ SC、SSWや関係機関、地域の関係団体との連携、協力体制を整える。
- ⑤ 保護者との信頼関係づくり
  - ア 連絡帳や電話など日常的なつながりをはじめ、参観日や個人懇談週間等を活用し、保護者のニーズをくみ取った対応を心がけ、信頼関係づくりに努める。
  - イ PTAと本方針について議論する場を設け、いじめに対する意識を高める。

### ≪ 支援する「心」の基本 ≫

- 一人ひとり価値観が異なり、違って当たり前であること
- 集団で生活する以上、対人関係のトラブルは必ず発生すること
- 双方の考えを尊重し、理解に努めることが初めの一步であること
- トラブルで心が落ち込んだときのストレスの解消法を見つけること
- 心が落ち着いたら、前を向いて進むこと

## 対策委員会における役割と初期対応

- ① 事実確認・情報収集
  - ア 関係児童及び保護者からの聞き取りを迅速に行い、情報を共有する。
  - イ 該当児童への声かけや観察、指導、援助を行う。
  - ウ 進捗状況については、適宜、保護者へ丁寧に説明する。
- ② 認知案件への対応
  - ア 被害児童の安全確保を最優先に対応し、継続的に支援する。
  - イ 加害児童への指導と援助を丁寧にを行う。
  - ウ 保護者との緊密な連携と、場合によっては関係機関との連携を図る。
- ③ 事実はあるものの、双方がいじめと認めない場合など、疑わしい案件への対応
  - ア 具体的な行為を取り上げて指導する。
  - イ 行為の意味や影響、危険性等について、双方に丁寧に説明する。
  - ウ 継続的な観察と双方への支援を続ける。
- ④ 関係機関との連携  
案件によって、教育委員会、児童相談所、民生児童委員等との連携を図りながら、専門的な角度からの対応に向けた体制づくりを行う。

## 被害児童とその保護者への対応

### 【被害児童】

- ① 「あなたを絶対に守る」という姿勢を示し、「あなたのせいではない」というメッセージを送り続け、状況に応じSC、SSW、関係機関等と連携しながら支援する。
- ② 本人の気持ちに寄り添い、何をしてほしいのか耳を傾け、それを踏まえて支援する。

### 【保護者】

- ① 保護者との連絡を絶やさずに行い、「絶対に守る」という姿勢で親身になって解消に努め、信頼関係を構築する。
  - ア 訴えや怒りを共感的に受け止めること
  - イ 事実関係を正確に説明すること
  - ウ 指導・援助の現状や今後の方向と見通しを伝えること
  - エ 保護者・家庭と連携して解決に向かうため、協力を依頼すること
  - オ 対策後の学校での様子等について、定期的に連絡すること
- ② 時間をかけて十分に話を聞き、その後、児童が不安なく学校生活を送るために何をやる必要があるのかを一緒に考える。

## 加害児童とその保護者への対応

### 【加害児童】

- ① 保護者と情報を共有しながら丁寧に指導し、行為の非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。
- ② 相手がどれほど傷つくかを理解させるため、毅然とした態度で指導する。  
ただし、当該児童の抱える問題や悩み等の背景にも目を向け、望ましい人間関係を構築することができるよう配慮する。

### 【保護者】

- ① 保護者も交えて、二度といじめをしないためには何をやる必要があるか、を一緒に考える。

- ② 叱責するだけでなく、いじめをした本人の心に寄り添うことなどの協力を求めるとともに、保護者に対しても継続的な助言を行う。
- ③ 家庭でできることを明確にし、保護者を交えての話し合いなど、解決に向けた協力を要請する。
- ④ 対策後の学校での当該児童の様子等について、定期的に連絡する。

#### 観衆・傍観者となった児童への対応

- ① 「観衆」となっていた児童に対しては、はやし立てたり面白がったりする行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 「傍観者」となっていた児童に対しては、いじめを目撃した場合は勇気を持ってすぐに誰かに知らせることなどを指導する。

#### 保護者への積極的な情報公開

- ① 学校としての方針の説明
  - ア 学校は、いじめについて保護者や地域住民から理解・協力を得るために、PTAの会合や地域の関係団体等との協議の場など様々な機会を活用して、学校の考え方を丁寧に説明する。
  - イ いじめ撲滅に向けた方針等について、PTA総会や学校だより、ホームページ、家庭訪問、懇談会、学校評議委員会等様々な場面を活用し、理解を得る。
  - ウ 児童の健やかな成長には、家庭教育の充実や保護者、社会全体で温かい見守り・支援が大切であることを説明し、協力を求める。
  - エ 子育てに悩んでいる保護者に対して、関係機関等と連携を図りながら、子育てについての学習機会や情報提供を充実する。
  - オ アンケート結果等を積極的に公開する。

### (3) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象に、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ② 未然防止の基本として、教育活動全体を通じ、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業・行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
- ③ 全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ④ いじめに気が付いた場合は、教職員へ相談するなど、いじめを止めるための行動が大切であることを理解させる。
- ⑤ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

#### 【主な取組】

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。



- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- オ 教職員においても、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- カ 毎月行われる職員会議で、生徒指導に関する情報交流を行い、いじめに関する情報共有を図る。

#### **(4) いじめの早期発見の取組**

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、積極的にいじめを認知する。
- ④ 児童からの相談には、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

##### **【主な取組】**

- ア アンケートにもとづく教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かな人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### **(5) いじめに対する対処**

- ① いじめがあることが確認した場合は、直ちに関係する児童の安全を確保する。
- ② 特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ③ 加害、被害児童生徒の話をもとに真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図る。
- ④ 各教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。
- ⑤ 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、いじめ対策委員会において情報共有を行う。

##### **【主な取組】**

- ア いじめの発見・通報を受けたら、直ちに関係する児童の安全を確保するため、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員やソーシャルワーカー等の専門家や、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめられている児童の心の傷を癒すために、心の教室相談員や養護教諭等との連携を取りながら、指導を行っていく。

## (6) インターネット・SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

- ① 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ② 教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも定期的にネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

### 【主な取組】

- ア 外部講師を活用した情報モラル教室を実施する。
- イ 定期的に月1回のネットパトロールを実施する。

## (7) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域との連携を密にする。
- ② いじめ等の問題について、PTA・育成会や地域の関係機関と連携する体制を構築する。

## (8) 関係機関との連携

- ① 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との連携を積極的に活用する。
- ② 平素から、江別市指導連絡会等を活用し、関係機関の担当者との情報交換など、情報共有体制を構築する。

## (9) 学校間の連携

- ① いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学・進級・転学の際は、児童の個人情報への取扱いに配慮しつつ、該当校といじめ等に関する指導記録等の引継ぎを確実に行う。
- ② いじめ等の案件が、本校以外の学校とも関連する場合、該当校との連携を密にし、同一歩調で対処にあたるよう留意する。

## (10) いじめ防止プログラム

いじめ防止プログラムを、以下のように策定して取り組む。  
このプログラムは、必要に応じて随時見直しを図り、改善する。

### プログラム

4月（委員会）	年間プログラムの共通理解
（研修）	江別市立北光小学校いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」と表記）の共通理解
（周知）	保護者・学校運営委員会におけるいじめ防止基本方針の周知
（周知）	児童へいじめ防止基本方針の説明（学級活動）
5月（早期発見）	第1回「いじめアンケート」の実施と面談 前期教育相談

(委員会)	アンケート実施後の情報共有と対応協議
7月(防 止)	集会等でのいじめゼロの取組(児童会書記局)
(研 修)	いじめの予防の取組の交流
8月(評 価)	中間評価での取組評価
10月(早期発見)	後期教育相談
11月(早期発見)	第2回「いじめアンケート」の実施と面談
(委員会)	アンケート実施後の情報共有と対応協議
12月(研 修)	いじめ早期発見の取組の交流
1月(評 価)	学校評価での取組評価
2月(研 修)	いじめ防止プログラムの見直し

随時

- ・ 情報交流
- ・ いじめ防止委員会の開催

## 6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味 … 法の規定に基づき、次の場合をいう。

- 1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条】

○生命、心身又は財産に重大な被害 → いじめを受ける児童の状況に着目して判断

○相当の期間 → 不登校の定義を踏まえ **年間30日** が目安

ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安によらず迅速に調査に着手

◎児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

- ⇒ その時点で学校が「いじめが原因ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。
- ⇒ 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 教育委員会への報告及び学校による調査

### ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

### ② 調査主体・調査組織

学校が調査主体となる場合は、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、適切な専門家の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

ア) いつ (から)  
イ) 誰から  
ウ) どのような態様であったか、  
エ) いじめを生んだ背景事情  
オ) 児童生徒の人間関係  
カ) 教職員の対応方法 等

→ 事実関係を可能な限り網羅的に確認する。  
↑  
因果関係の特定を必要以上に急がず、  
客観的な事実関係を速やかに調査する。

### ④ 心のケア、情報発信

児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個々のプライバシーへの配慮に留意する。

### ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

## 7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

江別市立北光小学校は、北光小学校いじめ防止基本方針の策定後も、国・道・市の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止方針の見直しを検討し、必要があると認めるときには、教育委員会の指導・援助のもと、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。